

## 労働政策審議会建議「今後の雇用労働政策の基本的考え方について」の概要

中長期的に一貫性があり、実効性の高い雇用労働政策の実現のためには、以下の基本的考え方に立って政策を策定するとともに、産業政策や教育政策との連携、税制・社会保障制度等との整合性を相互に保ちつつ、政策の着実な実施に努めることが適当。

### 1 公正の確保

豊かな活力ある経済社会にふさわしい「公正な働き方」を確保。

- ・ 集团的労働条件決定システムの重要性の再認識
- ・ 働き方にかかわらず公正な処遇の実現、労働条件確保の裏付けとなる生産性向上に資する職業能力開発の推進
- ・ 個別の労働条件を公正に決定する仕組み、紛争解決の仕組みが十分機能するようにすること
- ・ 最低労働条件の必要な見直し、労働市場に関する必要な情報提供の推進
- ・ 性・年齢等による合理的理由のない差別解消、雇用機会や職業能力開発機会の均等確保

### 2 安定の確保

職業経験の積み重ねを基盤として、生活の安定と職業人生の発展が図られるよう、「職業の安定」すなわち「雇用の安定」と「職業キャリアの発展、安定」を確保。

#### <雇用の安定>

労働者生活の不安定化や少子化の進行の防止、生産性や競争力の確保等のため今後とも重要。

- ・ 企業内における適切なキャリア形成支援
- ・ 正規労働者としての就労を希望するパートタイム労働者等の正規労働者への転換支援
- ・ 福祉から雇用・就業に向けての関係機関・団体と緊密に連携しての総合的支援

#### <職業キャリアの発展、安定>

非自発的失業者、積極的な転職希望者の双方に適切に対応するために必要。

- ・ 雇用のセーフティーネットの整備
- ・ 実践的な職業能力評価制度の整備、労働力需給調整機能の強化、教育訓練インフラの整備

### 3 多様性の尊重

労働者の能力発揮、企業による人材活用のため、「多様な働き方」を選択できるようにする。

- ・ 働き方にかかわらず公正な処遇の確保により、職業生涯の各段階において働き方を行き来できるようにすること
- ・ 女性・高齢者・若年者・障害者等の多様なニーズに応じた就業支援、仕事と生活の調和を実現するための多様な働き方の普及促進、起業や創業に対する支援の強化

## 結 び

労働の現場において高い実効性を持つ雇用労働政策を策定するためには、雇用労働の実情に精通し、また雇用労働の当事者でもある労使の代表者が、幅広い知見を有する学識経験者とともに、公労使三者構成の審議会における調査審議を積み重ねていくことが必要不可欠。

そうした調査審議に際しては、公労使各側が、経済社会情勢の変化を通じて妥当する基本的考え方の枠組を共有した上で、相互の信頼の下、相互の立場を尊重しながら、あるべき政策展開に向けて議論を積み重ねていかなければならない。

# 第11次労働災害防止計画（案）の概要

## 1 労働災害防止計画

- 労働災害防止のための主要な対策に関する事項その他の労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画
- 第11次労働災害防止計画（案）の期間：平成20年度～24年度

※（労働安全衛生法第6条）

厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他の労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画を策定しなければならない。

## 2 労働災害をめぐる動向

- 死亡者数：H14年 1,658人→H19年 1,330人（速報値）
- 定期健康診断における有所見率：  
H14年 46.7%→H18年 49.1%
- 化学物質による職業性疾病：年間約300件
- 過重労働による健康障害、精神障害の労災認定件数：  
年間300件、200件超

## 3 第11次労働災害防止計画（案）の目標

- 死亡者数について対平成19年比で20%以上減少させること。
- 死傷者数について対平成19年比で15%以上減少させること。
- 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

## 4 第11次労働災害防止計画（案）の概要

### 1 自主的な安全衛生活動の促進

- (1) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進
- (2) 労働安全衛生マネジメントシステムの活用等
- (3) 自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等
- (4) 情報の共有化の推進等

### 2 特定災害対策

- (1) 機械災害防止対策
- (2) 墜落・転落災害防止対策
- (3) 交通労働災害防止対策
- (4) 爆発・火災災害防止対策

### 3 労働災害多発業種対策

- (1) 製造業対策
- (2) 建設業対策
- (3) 陸上貨物運送業対策
- (4) 林業対策
- (5) 第三次産業対策
- (6) その他の業種対策

### 4 職業性疾病等の予防対策

- (1) 粉じん障害防止対策
- (2) 腰痛予防対策
- (3) 振動・騒音障害防止対策
- (4) 熱中症予防対策及び酸素欠乏症等防止対策
- (5) その他職業性疾病等の予防対策

### 5 石綿障害予防対策

- (1) 全面禁止の徹底等
- (2) 解体作業時におけるばく露防止対策の徹底
- (3) 離職者の健康管理対策の推進

### 6 化学物質対策

- (1) 化学物質による労働災害の防止対策
- (2) 化学物資管理対策

### 7 メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策

- (1) メンタルヘルス対策
- (2) 過重労働による健康障害防止対策

### 8 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策

- (1) 産業保健活動の活性化
- (2) 健康づくり対策
- (3) 快適職場づくり対策

### 9 安全衛生管理対策の強化について

- (1) 安全衛生教育の効果的な推進等
- (2) 中小規模事業場対策の推進
- (3) 就業形態の多様化等に関する対策
- (4) 高年齢労働者対策等の推進
- (5) グローバル化への対応

### 10 効率的・効果的な施策の推進について

- (1) 労働安全衛生研究の促進
- (2) 地域における労働災害多発業種等対策の推進
- (3) 関係機関との連携等
- (4) 各対策の効果の分析・評価等